

令和8年度群馬県広域家計改善支援事業 仕様書

1 目的

本事業は、家計の視点から相談支援を実施することにより、経済的な問題の背景にある根源的な課題を相談者とともに理解し、相談者自身が家計管理への意欲を高め、自ら家計管理ができるようになることを支援することを目的とする。

2 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

3 業務内容

(1) 支援対象者

本事業の支援対象者は、群馬県内の町村及び本事業の利用について群馬県と協定を締結した伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市（以下「協定市」という。）に居住する生活保護受給中の者又は生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する生活困窮者であって、事業の利用にあたって同意が得られた以下の者

ア 生活保護受給者

伊勢崎保健福祉事務所、富岡保健福祉事務所、吾妻保健福祉事務所、利根沼田保健福祉事務所、館林保健福祉事務所（以下「県保健福祉事務所」という。）又は協定市の福祉事務所が、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱えているとして支援決定したもの。

イ 生活困窮者

町村部を所管する自立相談支援機関又は協定市の自立相談支援機関が、家計収支の均衡が取れていないなど家計に問題を抱えているとして支援決定したもの。

(2) 支援方法

ア インテーク及びアセスメント（様式第6号）の作成

イ 家計再生プラン（様式第7号）の策定

モニタリング及びプラン評価（様式第8号）

ウ 家計管理に関する支援

エ 滞納（家賃、税金、公共料金など）の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援

オ 債務整理に関する支援（多重債務者相談窓口との連携等）

カ 貸付のあっせん

キ 支援調整会議や支援会議、関係機関との協議への参加

ク 自立相談支援機関及び福祉事務所の相談員等向けの研修会講師

ケ 本事業の運営に必要な啓発活動

コ その他家計改善支援のために必要な業務

なお、支援にあたっては、「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について

て」（平成 27 年 3 月 6 日付け社援地発 0306 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）の別添 5 「家計改善支援事業の手引き」及び「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成 30 年 3 月 30 日付社援保発 0330 第 12 号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）等に従い業務を行うこと。

（3）支援期間

支援期間は原則として 1 年とする。

なお、1 年経過時、家計改善が一定程度整ったと考えられる場合又は家計改善支援事業としての支援が適当ではないと考えられる場合などは、依頼を行った福祉事務所又は自立相談支援機関とアセスメントを行い、支援の終了や継続を判断する。

4 人員配置

家計改善支援事業を実施するための職員（以下「家計改善支援員」という。）を 4 名以上（就労準備支援員との兼務のみ可とし、両支援員としての従事時間が 1 人あたり週 29 時間以上）配置するものとする。

また、家計改善支援員は、産業カウンセラー、社会福祉士又は精神保健福祉士等の資格を有する者を配置することが望ましい。

5 月例報告書の提出

毎月 15 日までに、前月分の支援状況について、以下提出先あて、月例報告書（様式第 9 号）及び活動日誌（様式第 10 号）の写しを提出すること。

また、上半期の事業終了後 10 月 15 日までに、群馬県あて家計改善支援事業実績一覧（上半期分）（様式第 11 号）を提出すること。

【提出先（様式第 9 号及び第 10 号）】

・被保護者分

群馬県（全ケース）、県保健福祉事務所及び協定市福祉事務所

・生活困窮者分

群馬県（全ケース）、町村部を所管する自立相談支援機関及び協定市自立相談支援機関

6 留意事項

（1）運営会議への参加

群馬県が開催する「群馬県広域就労準備・家計改善支援事業運営会議」に参加すること。

（2）関係書類の保存

本事業の委託費による支出については、使用目的（購入物の場合は具体的な品目）、支出先、金額の根拠や支払い時期等を確認できる領収書などの証明書類を事業実施後 5 年間保存すること。

（3）個人情報の保護

本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）等の関係法令を遵守すること。

(4) 研修への参加

家計改善支援員は、原則として、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を受講すること。

(5) 業務の引継ぎ

業務が終了する場合（契約解除により契約が終了した場合を含む。）、契約期間中に引継期間を設け、円滑に業務を引き継ぐこと。

7 その他

本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、群馬県と適宜協議すること。